

後期高齢者医療保険料を7月中旬に通知します

令和2年度における後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月中旬に通知します。

制度の安定的な運営のため、期限内の納付にご協力をお願いいたします。

カ
ツ
ト

●会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料の軽減
後期高齢者医療制度の資格取得の前日まで会社の健康

康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額が、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額はかかりません。

4月1日を基準に被保険者の資格がある方（4月1日以降、75歳になった方や転入などで資格を取得した方を含む）で普通徴収（納付書でのお支払いや銀行口座からの引落とし）の方は、7月から納付が始まります。特別徴収（年金からの差し引き）の方は、既に年金からの差し引きで保険料を納付いただいています。が、前年の所得に応じて、8月以降の保険料額が決定します。

なお、保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費などに応じて定めることになっていきます。令和2年度の保険料率や負担軽減額は、東京都後期高齢者医療広域連合議会において議決されました。

○保険料の計算方法について

| | | | | |
|------------------------------------|---|------------------------------|---|-------------------------------------|
| 令和2年度 後期高齢者医療保険料額 (限度額：64万円) | = | 均等割額 被保険者1人あたり 44,100円 | + | 所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 8.72% |
|------------------------------------|---|------------------------------|---|-------------------------------------|

※賦課のもととなる所得金額＝前年の総所得金額等の合計－基礎控除額 33万円

○保険料の軽減について

後期高齢者医療制度の保険料は、所得に応じて、軽減する制度があります。軽減を受けるためには、所得の申告が必要です。

【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

| 総所得金額等の合計が下記に該当する世帯 | 軽減割合 |
|--|-------|
| 33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下で、かつ、その他の所得がない | 7割※ |
| 33万円以下で7割軽減の基準に該当しない | 7.75割 |
| 33万円 + (28.5万円×被保険者の数) 以下 | 5割 |
| 33万円 + (52万円×被保険者の数) 以下 | 2割 |

※65歳以上（令和2年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。ただし、この15万円（高齢者特別控除額）は所得割額の計算では適用されません。
※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。
※総所得金額等の合計額が33万円以下の場合の軽減割合が見直されました。また、5割・2割軽減の判定所得の基準額が引き上げられました。

【所得割額の軽減】

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています

| 賦課のもととなる所得金額 | 軽減割合 |
|--------------|------|
| 15万円以下※ | 50% |
| 20万円以下※ | 25% |

※については、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

なお、低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。
※問い合わせは、住民課
☎ 83-2182